# 公益社団法人 札幌消費者協会

# 北海道エゾシカ倶楽部 規約

(名 称)

第1条 この会は「公益社団法人 札幌消費者協会 北海道エゾシカ倶楽部」と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、北海道札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階「公益社団法人 札幌消費者協会」内に置く。

(目 的)

第3条 公益社団法人札幌消費者協会の中に設立した研究会として、増えすぎたエゾシカによる諸問題につき、消費者の視点から札幌市民や道民に対する啓発活動や行政への提言を行うことによって、消費者の利益向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条に掲げる目的のために主として次の活動を行う。

- 1) エゾシカ個体に関する学習
- 2) エゾシカ問題に関する学習
- 3) エゾシカをとりまく生態系・生物多様性を守るための学習及び情報提供
  - 4) エゾシカの肉、皮、角、骨等の有効利用によるエシカル消費(倫理的消費)の促進
- 5) エゾシカ問題に関する消費者教育のための講師派遣
- 6) セミナーやホームページ等を介して、上記活動に関する情報提供
- 7) その他、パブリックコメントや必要に応じた行政への意見提言

(会 員)

第5条 この会は、第3条(目的)の趣旨に賛同する公益社団法人札幌消費者協会の会員を以て構成する。

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- 1) 代表 1名、代表代行1名、副代表 若干名、幹事 若干名、事務局長1名、会計監査1名。
- 2) 役員の選任は総会で行い、任期は1年とする。再任を妨げない。
  - 3) 欠員が生じたときの補充は代表が指名し、役員会の承認を受ける。
- 4) 補充された役員の任期は前任役員の残任期間と同一とする。
- 5) 役員は役員の任務を兼任することができる。

(顧問)

第7条 この会に顧問を置くことができる。顧問は代表が会員の中から指名し、役員会の承認を受ける。

(任 務)

第8条 役員は、次の任務を行う。

- 1) 「代表」は、会を代表し、会務を総括する。
- 2) 「代表代行」は、代表の任務に準ずる。
- 3) 「副代表」は、代表を補佐し、代表に支障ある時は、会務を代行する。
- 4) 「幹事」は、担当部署を中心とした日常的な業務の推進を図る。
- 5) 「事務局長」は、会運営の全般に関わり、事務処理、連絡調整等を行う。
- 6) 「会計監査」は、会計の監査を行い、総会その他の機会に結果を報告する。
- 7) 「顧問」は、会務に関わる助言を行う。

#### (会議)

第9条 この会では次の会議を行う。

- 1) 「総会」は毎年4月に、会員の過半数(委任を含む)の出席を以て開催し、前年度の業務の 総括及び会計報告、並びに今年度の事業計画及算、並びに役員人事等を審議する。議事は 出席者の過半数の賛成を以て決する。
- 2) 「役員会」は、この会の業務執行に関する意思決定機関とし、必要に 応じて代表が招集する。
  - 3) 「例会」は、この会の会員全員を対象とし、懸案事項や活動計画等についての検討を行う。 開催は原則毎月とし、招集は代表が行う。

### (事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (会 計)

第11条 この会の経費は会費、寄付等を以て充てる。 会計処理及び管理方法は、公益社団法人札幌消費者協会の指導と助言による。

# (規約改正)

第12条 この会の規約改正は、総会において出席者の過半数の賛成を以て決する。

#### (雑 則)

第13条 この規約に定めのない事項で必要な場合は、役員会が定める。

## (附 則)

- 1) この会の規約改正当初の役員は、改正前の前任者を充てる。
- 2) この会の規約改正当初の会費は、年会費 1,000円とする。
- 3) この規約の設定経過

平成25年 7月18日 施行 平成27年 1月15日 改正 平成28年12月12日 改正